

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、愛和ホーム株式会社（以下「事業者」という）が設置する小規模多機能型居宅介護「小規模多機能愛和」が行う指定小規模多機能型居宅介護事業〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業〕（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員（以下「従業者」という。）が要介護及び要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者となった利用者が、可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練等を行う。

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要支援者となった利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練等を行うことにより、要介護状態となる事を予防し、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の要介護の軽減、若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 5 事業の実施にあたっては、利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 6 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 7 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 8 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。
- 9 前各項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「大津市介護保険法に基づく指定地

域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 小規模多機能愛和
- (2) 所在地 滋賀県大津市蓮池町13-10

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
但し、業務に支障がない限り他の業務との兼務が出来るものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、居宅（介護予防）サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成、地域包括支援センターや居宅（介護予防）サービス事業者等の他の関係機関との連絡、調整等を行う。
但し、業務に支障がない限り他の業務との兼務が出来るものとする。
- (3) 介護従業者
介護従業者は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者対し、必要な介護及び日常生活上の援助、支援を行う。
 - ① 看護職員 1名以上
 - ② 介護職員 6名以上（常勤換算）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 年中無休
- (2) 営業時間
 - ① 通いサービス 9時から16時（ご都合により延長も可能）
 - ② 泊まりサービス 16時から翌9時
 - ③ 訪問サービス 24時間
 - ④ 夜間及び深夜の時間帯 21時から翌6時

(利用定員)

第6条 事業所の登録定員は29人とする。

- 2 1日の通いサービスの利用定員は18人とする。
- 3 1日の宿泊サービスの利用定員は9人とする。

(指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 指定小規模多機能型居宅介護【指定介護予防小規模多機能型居宅介護】の内容は次のとおりとする。なお、通い、泊まり及び訪問サービスについては、利用者のライフスタイルに合わせてそれぞれを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。

- (1) 居宅（介護予防）サービス計画の作成
- (2) （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成
- (3) 通いサービス及び泊まりサービス
事業所において、食事や入浴及び排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供する。
 - ① 日常生活の援助
 - ② 健康チェック
 - ③ 機能訓練
 - ④ 食事支援
 - ⑤ 入浴支援
 - ⑥ 排泄支援
 - ⑦ 送迎支援
 - ⑧ 泊まりサービスにおいては宿泊室の提供
- (4) 訪問サービス
利用者の居宅を訪問し、食事や入浴及び排泄等の日常生活上の世話、支援を提供する。
 - ① 排泄の介助、食事の介助、清拭・体位変換等の身体の介護
 - ② 調理、居室の掃除、生活必需品の買い物等の生活の援助
 - ③ 訪問、電話等による安否確認
- (5) 相談・助言等
利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(居宅（介護予防）サービス計画)

第8条 介護支援専門員は、居宅（介護予防）サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した居宅（介護予防）サービス計画を個別に作成する。

- 2 居宅（介護予防）サービス計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 3 居宅（介護予防）サービス計画を作成した際には、当該居宅（介護予防）サービス計画を利用者及び利用するサービス事業者に交付する。

- 4 利用者に対し、居宅（介護予防）サービス計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 5 居宅（介護予防）サービス計画の作成後においても、常に居宅（介護予防）サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて居宅（介護予防）サービス計画の変更を行う。
- 6 居宅（介護予防）サービス計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

((介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画)

第9条 介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を開始する際には、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を個別に作成する。

- 2 （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。
- 5 利用者に対し、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 7 （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の利用料)

第10条 事業所が提供する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、1割、2割または3割の額の支払いを受けるものとする。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 宿泊に要する費用

1泊につき 2800円

(2) 食費の提供に要する費用

朝食 400円

昼食 700円（おやつ代含む）

夕食 600円

(3) おむつ代

実費を徴収する。

- (4) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを行う

場合に要する交通費は、徴収しない。

- (5) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行った場合の費用は、徴収しない。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適當と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 3 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付する。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関する事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、大津市のうち比叡地域包括支援センター及び中地域包括支援センター、中第二地域包括支援センターエリアとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第12条 利用者及びその家族は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 共用の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) ペットの持ち込みは禁止する。

（ハラスメントについて）

第13条 契約者又はその家族等が事業者や職員等に対して、故意に暴力や暴言、性的な言動又は優越的な関係を背景として言動等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスの利用を中止、及び契約を廃止させて頂く場合があります。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡とともに、必要な措置を講じる。
 - 3 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
 - 5 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第15条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備えて、消防計画、地震等の災害に対処するマニュアルを作成し、必要な訓練を定期的に行う。
 - 3 非常災害等の発生の際に、その事業が継続できるよう、他の事業所等との連携及び協力をを行う体制を構築するよう努める。
- また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加がえられるよう連携に努めます。

第16条 (業務継続計画の策定などについて)

- 1、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(身体的拘束等の禁止)

- 第17条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。
- 2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

- 3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、介護従業者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(人権擁護・虐待防止の体制)

- 第18条 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるより必要な措置を講じます。
- 2 虐待防止に関する担当者を策定します。
 - 3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - 4 虐待防止のための指針の整備をします。
 - 5 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - 6 サービス提供中に、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(衛生管理等)

- 第19条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 事業所において食中毒及び感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。

(苦情処理)

- 第20条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
 - 4 事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法第78条の7若しくは法第115条の17の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 5 事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第21条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第22条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(地域との連携)

第23条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めます。

- 2 事業者は、利用者、利用者等の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定小規模多機能型居宅介護「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」について知見を有する物等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という）をおおむね2月に1回以上開催し、提供している本事業所のサービス内容及び活動状況を報告し、評価を受けるとともに、構成員から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業者は、「運営推進会議」での報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(短期利用居宅介護)

第24条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護（介護予防）支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）提供する。

- 2 短期利用居宅介護は、当該指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満の場合に提供することができる。
- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する指定居宅介護（介護予防）支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅（介護予防）サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、
また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内

(2) 繼続研修 年6回

2 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員であってはならない。また事業所は、その運営について暴力団員の支配を受けてはならない。
当該事業から暴力団を排除する。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛和ホーム株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日介護保険改正に伴い一部改定。

この規程は、平成29年1月1日から一部改定する。

この規程は、平成29年12月1日から一部改定する。

この規程は、平成30年4月1日 介護保険改正に伴い一部改定。

この規程は、令和3年4月1日 介護保険改正に伴い一部改定。

この規定は、令和6年4月1日介護保険改正に伴い一部改定。

この規定は、令和6年6月1日利用料金変更に伴い一部改定。